

広島県告示第四百三十九号

平成八年広島県告示第六百九十五号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく知事が定める施設）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

第三号を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。